

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和元年 10 月 31 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 塚 剛

記

1 平成 30 年度財政援助団体等監査

監査の結果及び措置状況

課名	監査結果	措置状況	通知日
福祉課	<p>補助金交付規程について</p> <p>本市の補助金は、国が実施する「高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付要綱」及び「高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）執行方針」に準じて交付されており、手続きも同様であるとの説明であった。</p> <p>しかし、市の補助金交付規程には補助対象事業、補助対象経費に関する記載がない。</p> <p>補助金交付規程の中で、補助対象事業、補助対象経費を明確に定めるべきである。</p>	<p>他自治体の補助金交付要綱等の情報を収集し参考にしたしながら、補助対象事業及び補助対象経費を明記した補助金交付規程の改正について検討しており、次回の法令審査に提出を予定しています。</p> <p>また、監査の際に「補助金名が変更されているにもかかわらず、規程内及び様式の補助金名が変更されていない。」と指摘がありましたので、併せて規程の改正を行います。</p>	R 元. 6. 13
福祉課	<p>補助金交付規程の適正な運用について</p> <p>補助金交付規程には、補助金交付申請書、補助事業実施状況報告書、補助金実績報告書の提出期限が定められているが、全て期日を過ぎて提出されてい</p>	<p>平成 30 年 11 月 26 日の監査結果報告後、今年度の補助金交付申請書は平成 31 年 4 月 18 日（提出期限は補助金を受ける当該年度の 4 月 20 日まで）、平</p>	R 元. 6. 13

	<p>た。</p> <p>補助金の交付規程は、公金支出の適正化を図るため必要な事項を定めたものであり、厳密に運用すべきものである。</p> <p>補助金交付規程に基づき、適切な運用を図るとともに実情に合わない事項については、補助金交付規程の見直しも含めて検討されたい。</p>	<p>成 30 年度の補助金実績報告書は平成 31 年 4 月 19 日（提出期限は事業年度翌年の 4 月 20 日まで）に提出されています。また、平成 30 年度補助事業実施状況報告書は平成 30 年 10 月 5 日（提出期限は毎年度 10 月 5 日まで）に提出されており、いずれも期限内に適切に提出がありました。</p> <p>よって規程の各書類の提出期限が実情に合わないものとは言えないため、この事項については見直しの検討は行いません。</p>	
福祉課	<p>補助金交付の適正な審査について</p> <p>福祉課は、本補助金の交付決定にあたって、国による補助金と同じ補助基準で実施していることから、国の補助金交付の採択をもって、市の補助金交付決定としている。また、国へ提出された補助金実績報告書を市補助金に対する正しい実績報告書と見做し、市として実質的な審査を行っていなかった。</p> <p>補助金執行の適正性を判断するためには、事業内容や収支計算書を精査し、補助金の積算根拠を明確にするとともに、補助金の対象経費であるかを実際に帳簿及び領収書等で確認すべきところである。</p> <p>補助金は、市が支出しているものであり、補助目的が達成できているのか事業実績を確認し、指導を行うなど補助金交付の適正な審査を行われたい。</p>	<p>今年度、補助金交付の適正な審査方法について検討を行います。</p>	R 元. 6. 13
シルバー人材センター	<p>補助金の経理について</p> <p>補助金の経理は、補助金交付規程により、補助事業に係る経費と他の経費を区分して経理する必要があるとされている。</p> <p>しかし、財務諸表のひとつである正味財産増減計算書にお</p>	<p>現在、福祉課と協議を行い、補助対象経費が記載された正味財産増減計算書の作成について検討中です。</p>	R 元. 6. 13

	<p>いて、補助対象経費がどのように支出されているのか記載されておらず、センターの全事業費における補助事業費の支出状況が把握できなかった。</p> <p>なお、センターでは、補助簿を作成して補助事業に係る経費と他の経費を区分して整理していた。</p> <p>補助対象事業を区分して経理することを求めている趣旨に鑑みると、補助対象経費が記載された正味財産増減計算書を作成することが望まれる。</p>		
--	--	--	--

2 平成 30 年度工事監査

監査の結果及び措置状況

課名	監査結果	措置状況	通知日
社会教育課	<p>工事着手後における施工計画について</p> <p>外部工事及び内部工事の施工計画書がそれぞれの工事請負者によって作成され、市長に提出されていた。そして、その施工計画書は工事担当課である社会教育課でチェックされた後に承認され、市長名で承認通知が出されていた。</p> <p>国土交通省の公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成 28 年版では、1 章 一般共通事項 2 節 工事関係図書 1.2.2 施工計画書において「(a) 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出する。」と記載されている。</p> <p>このように、施工計画書は市長に提出するものではなく、また、市長が承認するものでもない。監督職員が受理すれば足りるのであり、今後改められたい。</p>	<p>今後は、全庁的（事業担当部署）にて協議を行い、改善を図ります。</p>	H31. 4. 16

<p>社会教育課</p>	<p>工事監理について 工事管理報告書の立会いの写真では、内部工事と外部工事の区別、測点など必要な事項の記載がなかった。また、監理月報の添付資料が不十分で、その月に実施した工種、数量、進捗率などが不明であった。さらに、監理月報には監理者の印鑑がなく、担当課の印鑑もなかった。</p> <p>社会教育課におかれては、適切な作業履歴記録が記載された工事管理報告書の提出を求め、工事の進捗状況を確認されたい。</p>	<p>監理月報のあり方等を国の指針等を確認のうえ、改善を図ります。</p>	<p>H31. 4. 16</p>
<p>社会教育課</p>	<p>文書管理について 担当課で保管している発注関係書類が時系列ごとに綴じられておらず、見出し管理もされていなかったのもので、どういう書類が収納されているか分からない状態であった。また、書類が散逸しても確認できない状態であった。</p> <p>文書管理システムに則って、適切な書類の管理をされたい。</p>	<p>書類の適切な管理に努めます。</p>	<p>H31. 4. 16</p>
<p>社会教育課</p>	<p>アスベスト建材について アスベスト建材の有無について事前調査した報告書には、「アスベスト有り」と記載されていたが、撤去方法を定めた「産業廃棄物処理計画」や最終処分地で処理した証明書となる「マニフェスト」が見当たらなかったため、アスベストの処理について確認ができなかった。</p> <p>社会教育課におかれては、アスベストの適切な処理について確認されたい。</p>	<p>撤去処分方法等については、「産業廃棄物処理計画書」はなく、「アスベスト除去工事施工計画書」及び「産業廃棄物処理委託契約書」等にて確認していただきましたので、「産業廃棄物処理計画書」として一式にまとめます。なお、「マニフェスト」については、現場で保管はしていますが、途中経過を確認できるよう業務の改善を図ります。</p>	<p>H31. 4. 16</p>
<p>社会教育課</p>	<p>外部工事における変更予定概算金額の正当性について 外部工事で数量変更があり、「工事打合せ簿」で処理されているが、当初の数量と変更後の</p>	<p>今後は、全庁的（事業担当部署）にて協議を行い、改善を図ります。</p>	<p>H31. 4. 16</p>

	<p>数量の比較表が添付されていないので、変更予定概算金額80万円が適正であることの確認ができなかった。</p> <p>変更内容を示す資料として、比較表と併せて工事監理者の意見も添付する必要があるものと思われる。</p>		
--	--	--	--

3 平成30年度第2期定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況

課名	監査結果	措置状況	通知日
総務課	<p>契約書の契約期間について 法令判例検索データベースシステム「TKCローライブラリー」使用許諾契約及びGYOSEI 例規執務サポートシステム使用許諾契約について、同契約書に契約期間の自動継続の条項が記載されていた。この条項は、予算措置前に次年度の支出を義務づけることになり、地方自治法第208条及び第232条の3の趣旨に反するものである。</p> <p>今回の契約更新時には相手方と協議し、契約の自動継続条項について見直されたい。</p>	<p>左記2件の契約について、平成31年度の契約更新時に、契約相手と協議し、契約の自動継続条項を削除した契約を締結した。</p>	R元.6.28
管財課	<p>随意契約の執行について 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠に随意契約を締結するにあたっては、当該契約が競争入札に適さない理由及び業者選定の理由を明確に整理する必要がある。</p> <p>しかしながら、各課の随意契約理由書において、根拠条文のみが記載され、該当条文が適用される理由が記載されていないものが見受けられた。</p> <p>また、1人から見積もりを徴し、随意契約する場合においては、1人しかいないと判断した具体的理由を整理する必要がある。</p>	<p>平成31年4月23日付で、各課長及び全職員に対し、別紙「契約事務の適正な執行について」を通知し、周知指導を行いました。</p>	H31.4.23

	<p>あるが、どのような調査を行った結果、どのような理由で 1 人しかいないと判断したのか等が明らかにされていないものが見受けられた。</p> <p>なお、契約業務について「熟知・精通・経験豊富」等価格以外の理由で業者決定した場合は、その価格についても、妥当性の検証を行い記録することで市民に対する説明責任を確保する必要があるものと考ええる。</p> <p>管財課におかれては、随意契約の適正な執行について各課を指導されるとともに、随意契約の情報をできるだけ事前に公開するなど競争性の確保に資する施策を検討されたい。</p>		
<p>税務課</p>	<p>歴史と文化の環境税関連施設整備等事業補助金について</p> <p>本補助金は、補助金交付年度における歴史と文化の環境税徴収税額の 7%を積算根拠とするため、年度末の平成 30 年 3 月に、徴収税額の確定をもって補助金交付申請書を受け、翌月 4 月の出納整理期間に平成 29 年度補助金として交付されていた。</p> <p>また、太宰府市観光駐車場協会は、平成 30 年 4 月に交付を受けたことから、補助対象となる各事業を平成 30 年度事業として実施されている。</p> <p>補助金は、行政目的の推進を図るため、補助対象となる事業を後押しするために交付されるものであり、補助事業の実施と補助金の交付は同じ年度に行われるのが一般的である。また、太宰府市観光駐車場協会もそのように理解しているものと思われる。</p> <p>補助対象事業の実施年度について、税務課と太宰府市観光</p>	<p>従来次年度の太宰府市観光駐車場協会事業のために当年度末に補助金を交付していた。</p> <p>これは、当年度の歴史と文化の環境税特別徴収分の結果として当年度に補助金交付し、次年度事業に使ってもらうものとして平成 17 年度から行ってきたものである。</p> <p>今回監査指摘されたことにより、平成 31 年度からは、同協会の当年度（平成 31 年度）事業の補助金として年度当初に交付することにより、交付年度と太宰府市観光駐車場協会の補助金事業年度を統一させる。</p> <p>については、平成 30 年度歴史と文化の環境税関連施設整備等事業補助金は支出されない。</p>	<p>H31. 3. 28</p>

	<p>駐車場協会との認識の齟齬があるため、実績報告の添付書類（収支決算報告書）も不適切なものとなっている。</p> <p>税務課におかれては、補助金交付年度と実績報告書の事業実施年度の整合性を図られるよう是正すべきである。</p>		
--	---	--	--

4 令和元年度第1期定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況

課名	監査結果	措置状況	通知日
文化財課	<p>修繕料に係る契約事務について</p> <p>国分二丁目14地内法面補修他7件の修繕に関する契約について、修繕関係は全て1社より見積書を徴した後、支払処理を行っており、随意契約執行伺や請書等の契約事務が実施されていなかった。</p> <p>太宰府市随意契約運用基準によると随意契約を行うときは、この運用基準に基づき判断し、根拠条文、業者を選定した理由を明確に整理し、決裁を受けるものとされている。</p> <p>また、同運用基準では、1件当たり50万円以下の物品修理契約については、随意契約を適用することができ、さらに1件の契約金額が5万円未満のときは、1人からの見積りのみで処理できるが、それ以外は2人以上の者から見積書を徴取しなければならないとされている。</p> <p>ただし、緊急に履行しなければならない業務であって、競争に付する時間的な余裕がない場合は、1人からの見積りのみで処理できるとされている。</p> <p>修繕だからと言って、全ての物品修理契約を緊急に履行し</p>	<p>修繕料に係る契約事務について、随意契約を実施する際は、太宰府市契約規則や太宰府市随意契約運用基準に基づき、適切な事務を行います。</p> <p>随意契約の実施にあたっては、文書にて、随意契約の根拠条文等を明確に整理し、決裁状況を保管します。</p> <p>また、契約書の作成を省略する際は、適正な履行を確保するために、必要に応じ請書を作成し、契約者双方の認識が合致するようにします。</p>	R元.8.27

	<p>なければならない業務ではない。</p> <p>このように随意契約の実施にあたっては、根拠条文や業者選定理由（特に1人からの見積りで業者選定する場合は、その理由）を明確に整理しておく必要がある、市民に対する説明責任を担保する意味においても、文書にて、その決裁状況を保管しておく必要があるものと考ええる。</p> <p>さらに、太宰府市契約規則第25条第1項において、50万円未満の物品修理契約は、契約書の作成を省略することができる」とされているが、同条第2項では、契約の適正な履行を確保するために必要があると認めるときは、請書を当該契約の相手方に提出させなければならないとされている。</p> <p>物品修理の場合、物品を購入する場合と異なり、どこまで修理をするのか契約者双方の認識が必ずしも合致しているか分かりにくい場合もあることから、適正な履行を確保するために請書を作成しておくことが望ましいと考えられる。</p> <p>担当課におかれては、随意契約を実施するにあたって、関係規則や運用基準を参照され、適切な事務を行われたい。</p>		
--	---	--	--